

# 路面電車広告掲出審査基準

(令和2年4月1日制定)

## 目次

I	広告掲出審査基準の概要	1
II	一般的な表現の規制	2
III	規制する業種	5
IV	業種・商品ごとの表示規制	6
V	媒体ごとの掲出規制と添え書き	13
VI	別表	14

一般財団法人札幌市交通事業振興公社

# I 広告掲出基準の概要

## 1 基本要綱

- (1) 交通広告媒体による商品及びサービスの情報は、社会的に信用度の高い客観的な情報として利用者(消費者、購入者等)に受け止められなければならない。
- (2) 公共交通に掲出する広告の表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持ち、利用者(消費者、購入者等)に正しい判断基準を持たせる表現でなければならない。
- (3) いずれの情報も、適切かつ節度を守ったものでなければならない。

## 2 審査の基本

- (1) 消費者保護の点で適切か
  - \* 広告を見て行動する消費者に対して、適切な表現といえるか。
  - \* 消費者に不利益となることはないか。
  - \* 誇大な表現や紛らわしい表現、わざと誤認させるような表現はないか。
  - \* その商品やサービスが、社会的に適切なものか。
- (2) 青少年保護の点で適切か
  - \* 暴力団や殺人その他反社会的な事柄を容認することはないか。
  - \* 裸体や性について露骨、ひわい等の表現はないか。
- (3) 公共交通機関に掲出する広告として適切か
  - \* 政治宣伝、宗教宣伝を主目的としてはいないか。
  - \* 人権侵害、名誉棄損等のおそれはないか。
  - \* 当公社事業に支障はないか
  - \* 各種法律等に照らして適切か
  - \* 法律で認められていない商品やサービスではないか。
- (4) 社会的かつ市民生活的に適切か
  - \* 暴力や投機をあおるおそれはないか。
  - \* 不安や不快の念をもたらさないか。

## 3 今後の対応

- (1) 新しい商品・サービスや表現が出てきた場合、その都度審査基準に沿って判断をする。
- (2) 承認後であっても、社会情勢の変化に応じて見直しを行い、表示内容の変更を求めることや承認を取り消すことがある。

## Ⅱ 一般的な表現の規制

### 1 消費者保護の点で不適切なものは承認しない。

(1) 誇大な表現(誇大広告)の禁止(根拠となる資料が必要です。)

ア 根拠のない最大級の表示

\* 例 道内一安い、日本初上陸、地域最大、No.1の合格実績

イ 根拠のない誤認を招くような表現

\* 例 最高のサービス、完全、100%、最後のチャンス  
すぐ効く、1か月で5kgやせる、必ず当たる

(2) 割引価格の表示

割引価格や割引価格に類するものを表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

\* 例 「メーカー希望小売価格の30%引き」など

(3) 射幸心を著しくあおる表現の禁止

\* イラスト例 玉箱(ドル箱)を大量に重ねた様子、大量の遊戯球等に埋もれた様子、大当たりを連想させるイラスト等

(4) 比較広告(根拠となる資料が必要です。)

主張する内容が客観的に実証されていること。

\* 例 「当社 60円、A社 80円、B社 70円」

(5) 責任の所在、内容及び目的が不明確な表現

(6) 企画広告

以下の要件すべてを満たす広告のみ、広告内容、使用媒体を検討の上、掲出の可否を決める。

\* 事前に審査用企画書、原稿等を提出できること

\* タイアップ、協賛、共同開発等の共通の主題または関連性があること

\* デザインに統一性があること

\* 企画広告全体としての主体が、明確な一つの団体等であり、広告内にその主体が明示されていること

ただし、企画広告の実施により、掲出作業量が著しく増加するものについては、別途協議の上、掲出の可否を決める。

### 2 青少年保護の点で不適切なものは承認しない。

(1) 一般的告知広告における裸体やそれに近い姿態

広告する商品等とは無関係に、単に目立たせるために添えた裸体姿等必然性のないもの

(2) 展覧会等の告知広告における裸体やそれに近い姿態

ア 出品作品の一例として掲出するものは、その都度適否を検討する。

イ 広告する内容等とは無関係に、単に目立たせるために添えた裸体姿等必然性のないもの

- (3) 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- (4) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

### 3 公共交通機関として相応しくないものは承認しない。

- (1) 人権侵害、名誉毀損、各種差別表現、不快語等

\* 例 女のこのカラダ入門、どもり矯正、(黒人少年に)坊や、さわらないで!

- (2) 薬品、不動産その他各種公正競争規約に抵触するもの
- (3) 医療法、不当景表法等各種法律の規定に違反しているもの
- (4) 法律で認められていない商品やサービスを提供する表示
- (5) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (6) 美観を損なうおそれのあるもの
- (7) 当公社広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (8) 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの
- (9) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
- (10) 信号灯や標識灯等と紛らわしくなるような原色及び蛍光色を多用するデザインは、ベタが画面の3分の1以内とする。
- (11) 蛍光インクを多用する看板及びポスター
- (12) 特別仕様ポスター

ア 紙以外の素材を使用する場合、その都度適否を検討する。

イ 各種特別仕様のポスターは、その都度適否を検討する。

### 4 社会的かつ市民生活的に不適切なものは承認しない。

- (1) 意見広告

当公社の媒体は、意見発表の場としての提供はしない。

- \* 原子力発電等、国内世論が大きく分かれている業種及び商品に対しては、賛否両論とも取り扱わない。
  - \* 政治団体及び労働団体による主張の展開及び加盟・参加、署名等を直接的に呼びかける表示及び他の団体に対して批判、中傷すること。
  - \* 宗教団体による教義・経典の類、布教推進を目的とする表現及び他の団体に対して批判、中傷すること。
- (2) 尋ね人(警察からの要請が有る場合は除く。)

# Ⅲ 規制する業種

次の業種の広告は掲出を承認しない。

## 1 風営法に規定される以下の業種

### (1) 接待飲食営業

- \* クラブ、キャバレー、キャッチバー等

### (2) 性風俗関連特殊営業

#### ア 店舗型性風俗特殊営業

- \* ソープランド、ラブホテル、ヌード劇場等

#### イ 無店舗型性風俗特殊営業

- \* デリバリーヘルス、ホテトル等

#### ウ 映像送信型性風俗特殊営業

- \* アダルトサイト等

#### エ 店舗型電話異性紹介業

- \* テレホンクラブ等

#### オ 無店舗型電話異性紹介業

- \* ツーショットダイヤル、一部のダイヤルQ2等

## 2 風俗営業類似の業種で次のもの

いかがわしいインターネットサービス等

- \* 例 出会い系サイト等（掲出審査基準Ⅳ-23に定めるものを除く。）

## 3 商品取引業

## 4 個人輸入代行業

## 5 正規の金融機関を除く投資相談業、投資教室等

## IV 業種・商品ごとの表示規制等

### 1 消費税相当額

- (1) 料金を表示する広告においては、消費税相当額(地方消費税相当額を含む。)を含んだ総額表示方式とする。
- (2) 消費税相当額を転嫁していない、又は課税されていない旨の表示は認めない。
- (3) 免税事業者であることを理由に、安価を強調することは認めない。
  - \* 例「消費税は転嫁していません。」、「消費税はサービスしています。」  
「消費税は当店が負担しています。」、「消費税は据え置いています。」

### 2 たばこ

喫煙を促進しないような、企業活動の広告並びに喫煙マナー及び未成年者喫煙防止等を提唱する広告のみ認める。

### 3 酒類の広告

標語を明確に表示すること。

- \* 例「お酒は20歳を過ぎてから」

### 4 人事募集広告

- (1) 労働基準法等関係法規を順守していること。(関係資料の提出をお願いしたり、消費者センター及び労働基準監督署等関係機関に照会をしたりする場合があります。)
- (2) 人事募集に見せかけて、売春や援助交際等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。
- (3) 人事募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは認めない。
- (4) 労働争議中の企業の人事募集広告は認めない。

### 5 英会話教室・外国語学校

安易さを強調する表現は認めない。

- \* 例 1か月で確実にマスターできる。

### 6 塾・予備校等(専門学校を含む。)

修了生の合格率等の実績を表示する場合、当該実績に係る客観的な根拠を明示すること。

### 7 外国大学の日本校

下記の主旨を明確に表示すること。

- \* 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

### 8 資格講座

- (1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも

国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないような表現を使用するものは認めない。

(2) 「行政書士(本物の国家資格)講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるようなまぎらわしい表現を使用するものは認めない。

(3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは認めない。

(4) 下記の主旨を明確に表示すること。

(1)の場合 「この資格は国家資格ではありません。」

(2)の場合 「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

## 9 金融機関等(貸金業・クレジット・信販会社等含む。)

(1) 金融機関等の取り扱う融資(キャッシングを含む。)、ローンの有無、貸付金利及び貸付窓口の表示をする場合は、P12「媒体ごとの掲出規制と添え書き」及びP13「別表(金銭の貸付けに関する広告)」のとおりとする。

(2) 借り入れやすいといった点を過度に強調したり、実際よりも軽い返済負担であると誤認させたりして、顧客の借入意欲をいたずらに駆り立てること。

## 10 (削除)

## 11 質屋・チケット等再販売業

(1) 個々の相場、金額等の表示は認めない。

\* 例 グッチのバッグ 56,000円、航空券 札幌ー東京 15,000円

(2) 有利さを誤認させる表示は認めない。

\* 例 高価買取、格安販売

## 12 不動産会社

(1) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制がある。

(2) 契約を急がせる表示は認めない。

\* 例 早い者勝ち、残り戸数あとわずか、特売中

## 13 不動産紹介業(いわゆる周旋業)

個々の物件の表示は認めない。(ただし、パンフレット広告を除く)

\* 例 ○○コーポ 6×6 58,000円 バストイレ付 駐車場有

## 14 携帯電話・PHS等

下記の主旨の標語を明確に表示すること。

\* 「携帯電話のご利用マナーにご協力下さい。」

ただし、用語・文章については上記の例に限定しない。

## 15 弁護士・税理士・公認会計士・行政書士・司法書士・弁理士等

法律及び各業界団体もしくは自主規制等を順守すること。

## 16 トランクルーム

「トランクルーム」とは、顧客の品物を預かり、責任を持って保管する業態をいう。

これは、倉庫業法に基づくもので、掲出には国土交通省の規制に基づく適正業者(マル適マーク付き)であることが必要

## 17 貸し収納業者

「貸し収納業者」とは、顧客に収納スペースを貸して顧客自身が品物を管理する業態をいう。

- (1) 会社名以外に「トランクルーム」の名称の使用を認めない。
- (2) 下記の主旨の断り書きを明確に表示すること。

\* 「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。お荷物のトラブル(破損、カビ等)については一切保管責任を負いません。」

## 18 パチンコ店(P12「媒体ごとの掲出規制と添え書き」確認)

- (1) 射幸心を著しくあおる表現の禁止

\* 表現例 II-1-(3)記載(P2)

- (2) 設定に関する表現の禁止

\* 当たり確率の表示

## 19 公営ギャンブル

射幸心を著しくあおる表現の禁止

\* 表現例 II-1-(3)記載(P2)

## 20 映画・興行

- (1) 暴力、とばく、麻薬、売春などの行為を容認するような内容のものは掲出を承認しない。

\* 例 大量の返り血を浴びた人物、銃口がこちらを向いているポーズ

- (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲出を承認しない。
- (3) いたずらに好奇心に訴えるものは承認しない。
- (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張したりした表現等は認めない。
- (5) ショッキングなデザインは認めない。

\* 例 殺人現場、暴行現場、精神錯乱状態等

- (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは認めない。
- (7) R指定等、一部規制を受けるものはその内容を表示すること。

## 21 ダイアルサービス

“ダイアルQ2”のほか各種のダイアルサービスがあるが、とばく性のものやいかがわしいものなどもあり、内容により規制する。

## 22 占い・運勢判断

- (1) 名称、所在地、一般的な事業案内等に限り、掲出を認める。
- (2) 占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。

## 23 結婚相手紹介サービス業

- (1) サービス産業生産性協議会の発行する「結婚相手紹介サービス業認証制度に関

するガイドライン」に基づき、第三者機関から認証マーク(マル適マーク等)を付与されていること。

- (2) 認証マークをデザインに明記すること。
- (3) 広告申込みの際には、新規・意匠変更を問わず、第三者機関から認証マークを付与されていることを証明する資料の添付を行うこと。

## 24 旅行業

- (1) 旅行業に関する広告は、旅行業法により登録を受けた旅行業者または旅行業者代理業者に限り掲出を認める。
- (2) 不当表示に注意
  - \* 例 白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真

## 25 医院・医療機関

- (1) 医療法及び厚生労働省の告示に規定する事項を順守していること。
- (2) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法に規定する事項以外は表示できない。
- (3) 特に「美容外科」「形成外科」などは、デザインのイラストにも注意を払う必要がある。
- (4) 付帯業務(コンタクトレンズ又は老人保健施設等、医療法に関わらない業務をいう。)は、医療法で同一デザイン内での表示はできない。
- (5) 判断が困難な場合、監督官庁の指示を受けること。

## 26 動物病院

動物病院に関しては、獣医療法第 17 条を順守すること。

## 27 老人保健施設・有料老人ホーム

- (1) 老人保健施設については、介護保険法第 98 条に規定する事項以外表示できない。
- (2) 有料老人ホームについては、公正取引委員会の定めた「有料老人ホームに関する不当な表示の運用基準」及び(公社)全国有料老人ホーム協会の定めたガイドラインに準じた表示のみ認める。
- (3) 判断が困難な場合、監督官庁の指示を得ること。

## 28 医薬品

- (1) 薬事法及び医薬品等適性広告基準等に規定する事項以外は表示できない。
- (2) 下記の主旨を明確に表示すること。
  - \* 「この薬は、使用上の注意をよく読んで正しくお使いください。」
  - ただし、別に定めた厚生労働省の基準により表示が必要でないものもある。
  - \* 例 ビタミン剤など誤用しても危険度の小さいもの
- (3) 効能の約束表示はできない。
  - \* 例 痩せる、なおる、健康になる

(4) 判断が困難な場合、監督官庁の指示を受けること。

## 29 健康食品・機能性食品類等

(1) 健康増進法、薬事法、食品衛生法等に規定する事項以外は表示できない。

(2) 医薬品ではなく「飲食品」なので、「疾病名」及び「効果」の表示はできない。

\* 例 腰痛に効く、アトピーがなおる

(3) 「薬卵」「薬根」など「薬」の文字を冠した表現はできない。

\* 例 薬草を餌として生ませた薬卵を使った飲物

(4) 身体の特定の部位を示して、それへの効果を表示することはできない。

\* 例 血液を綺麗にする

(5) 薬や食品で改善できないことを、その効果をみせかけた表示はできない。

\* 例 運動不足の人に

(6) 判断が困難な場合、監督官庁の指示を受けること。

## 30 コンタクトレンズ

下記の主旨の標語を明確に表示すること。

\* 「コンタクトレンズは高度管理医療機器です。眼科医の指示に従って正しくお使い下さい。」

## 31 調査会社・探偵事務所等

名称、所在地、一般的な事業案内等に限り、掲出を認める。

## 32 募金等

(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。

(2) 下記の主旨の標語を明確に表示すること。

\* 「〇〇〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」

## 33 通信販売業

無認可商品、粗悪品など不適切商品の告知は認めない。(消費者センターに確認の必要あり。)

## 34 雑誌・週刊誌等

(1) 公共交通機関としての品位を保った広告であること。

(2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護育成の点で適正なものであること及び不快感を与えないものであること。

(3) チカン等を誘発・助長するような表現(文言・写真)がない広告であること。

(4) 犯罪被害者(とくに性犯罪や殺人事件の被害者)の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がない広告であること。

(5) タレントなど有名人の個人的行状に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現の広告であること。

(6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、旅客大衆に不快の念を与えない広告であること。

(7) 未成年者、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真を原則的に明示しないこと。

(8) その他、公の秩序や善良な風俗に反する表現のない広告であること。

### **35 雑誌・週刊誌以外の出版物**

(1) 出版物の形式を利用して、諸法規の盲点をつこうとしているものは認めない。

(2) 出版物の形式を利用して、売名行為を行おうとするものは認めない。

(3) 他を侮辱、中傷及び誹謗しているものは認めない。

### **36 規制業種の企業によるその他事業の広告展開**

(1) 本体企業が掲出を認められていない場合、その他の事業の広告も認めない。

(2) 本体企業が一部掲出規制を受けている場合、その他の事業の広告は掲出審査基準に定められた業種、商品等の規制範囲内でその掲出を認める。ただし、事務所等が独立しており、なおかつ、専用の電話回線を維持していること。

### **37 宗教・宗派や宗教関係出版物**

(1) 原則として宗教施設及び行事案内に限り掲出を承認する。

(2) 教団・教祖、付属出版社等が発行する出版物については、教義・経典の類、布教推進を目的とする表現及び他の宗教・宗派に対して言及(批判、中傷等)するものは認めない。

### **38 政治団体**

政治団体は、一定の社会的立場と主張を持った組織であるため、公共交通機関が取り扱う広告として無条件での承認はできない。

(1) 名称、所在地、一般的な事業案内等に限り、掲出を認める。

(2) 出版物については、主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、中傷等)するものは認めない。

(3) 公の選挙の事前運動に注意。(道・市の選挙管理委員会に確認の必要あり)

### **39 労働組合等**

労働組合等は、一定の社会的立場と主張をもった組織であるため、公共交通機関が取り扱う広告として無条件での承認はできない。

(1) 名称、所在地、一般的な事業案内等に限り、掲出を認める。

(2) 出版物については、主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、中傷等)するものは認めない。

### **40 その他、特に注意を要するもの**

(1) 宝石の販売

虚偽の表現に注意。(公正取引委員会に確認の必要あり)

\*例「メーカー希望価格の50%引き」 宝石には普通、メーカー希望価格が無い。

(2) 肖像権・著作権

無断使用に注意

## V 媒体ごとの掲出規制と添え書き

### 1 業種規制

#### (1) パチンコ店

次に掲げる媒体には、掲出を認めないものとする。

- \* 路面電車車内ジャック、車内ステッカー、車内ドアステッカー、路面電車 A1200 形ステッカー、路面電車車内音声広告、Sライナー、ペイント電車、ラッピングトラム

#### (2) 金銭の貸付けに関する広告（貸金業法の適用を受けて金銭の貸付けを行う企業及び貸金業法の適用を受けず金銭の貸付けを行う企業で、無目的貸付けに関するもの）

次に掲げる媒体には、掲出を認めないものとする。

- \* 路面電車車内ジャック、車内ステッカー、車内ドアステッカー、路面電車 A1200 形ステッカー、路面電車車内音声広告、Sライナー、ペイント電車、ラッピングトラム

#### (3) 酒類の広告

次に掲げる媒体には、掲出を認めないものとする。

- \* 路面電車車内ジャック、Sライナー、ペイント電車、ラッピングトラム

### 2 添え書き文字の規格

「IV 業種・商品ごとの表示規制」の3、7、8、14、17、30に示す各種「添え書き標語」は、原則として明確に読み取れるよう表現すること。

例 薄い下地は濃い色、濃い下地は白抜きなど

### 3 二次元バーコードの使用規制

#### (1) 次に掲げる媒体には、使用を認めないものとする。

路面電車車内ステッカー、ラッピングトラム、ペイント電車

#### (2) 次に掲げる媒体には、販売要領に定める掲出位置への使用を認めないものとする。

路面電車まど上ポスター、路面電車車内ジャック、Sライナー、ラッピングトラム車内ポスターオプション

#### (3) 次に掲げる媒体には、車体側への使用を認めないものとする。

路面電車車内ドアステッカー

## VI 別表

### ・金銭の貸付けに関する広告

以下の基準を満たす場合のみ掲出を認める

事項	貸金業法の適用を受けて金銭の貸付を行う企業	貸金業法の適用を受けないで金銭の貸付けを行う企業	
広告主の制限	次の条件を満たす広告主であること。 善良な貸金業を営み、①日本貸金業協会に加盟し、協会の広告自主規制基準細目及び取立て行為に関する自主規制基準を厳守していること。②札幌市に本社、支社及び営業所を設置していること。ただし、無人契約機(自動契約機)のみを設置してある場合は認めない。	銀行法、農業協同組合法、信用金庫法、労働金庫法等、金融関係の事業法の適用を受けける企業であること。	
表示内容	商標又は名称	必要	不要
	登録番号	財務局長又は各都道府県知事の登録番号を明記すること。	不要
	会員番号	日本貸金業協会の会員番号を明記すること。	
	貸付利益	必要	
	啓発標語	消費者に啓発を促す標語を明確に表示すること。 例「ご利用は計画的に」「借りすぎには注意しましょう」	必要

※ ただし、景品・懸賞等、表示内容を充実させるために必要であると判断した場合はこの限りでない。

\* 例 「キャッシング及び〇〇ローンご利用のお客様は対象になりません。」

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月27日)

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。